

専利審査指南修正草案

2013年2月4日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

専利審査指南修正草案（意見募集稿）

一、第一部分第二章に関する修正

1. 第一部分第二章第 11 節を以下のとおり修正

11. 専利法第 22 条第 2 項に基づく審査

初歩審査において、審査官は、実用新案専利出願が明らかに新規性を具備しないか否かについて審査する。審査官は、その取得した先行技術又は抵触出願に関する情報に基づき、実用新案専利出願が明らかに新規性を具備しないか否かについて審査することができる。

例えば、明らかに先行技術を盗用した、又は内容が明らかに実質的に同一である専利出願の重複提出のような、正常でない出願に関わるおそれのある実用新案である場合、審査官は、検索によって取得した引用文献又はその他の手段によって取得した情報に基づき、実用新案専利出願が明らかに新規性を具備しないか否かについて審査しなければならない。

新規性に関する審査は、本指南第二部分第三章の規定を参照する。

2. 第一部分第二章第 13 節を以下のとおり修正

13. 専利法第 9 条に基づいた審査

専利法第 9 条第 1 項の規定によれば、同一の発明創造には 1 件の専利権のみ付与することができる。専利法第 9 条第 2 項の規定によれば、2 人以上の出願人が、同一の発明創造についてそれぞれ専利出願する場合、専利権は、最も早く出願した者に付与する。

初歩審査において、審査官は、その取得した同一の発明創造の専利出願に基づき、実用新案専利出願が専利法第 9 条の規定に合致するか否かについて審査することができる。

同一の発明創造についての処理は、本指南第二部分第三章第 6 節の規定を参照する。

二、第一部分第三章に関する修正

1. 第一部分第三章第 8 節を以下のとおり修正

8. 専利法第 23 条第 1 項に基づく審査

初歩審査において、審査官は、意匠専利出願が明らかに専利法第 23 条第 1 項の規定に合致しないか否かについて審査する。審査官は、その取得した先行技術又は抵触出願に関する情報に基づき、意匠専利出願が明らかに専利法第 23 条第 1 項の規定に合致しないか否かについて審査することができる。

例えば、明らかに先行意匠を盗用した、又は内容が明らかに実質的に同一である専利出願のような、正常でない出願に関わるおそれのある意匠については、審査官は検索により取得した引用文献又はその他の手段により取得した情報に基づき、意匠専利出願が明らかに専利法第二十三条第一項の規定に合致しないか否かについて審査しなければならない。

同一または実質的に同一に関する審査は、本指南第四部分第五章の関連規定を参照する。

2. 第一部分第三章第 11 節を以下のとおり修正

11. 専利法第 9 条に基づく審査

専利法第 9 条第 1 項の規定によれば、同一の発明創造には 1 件の専利権のみ付与することができる。専利法第 9 条第 2 項の規定によれば、2 人以上の出願人が、同一の発明創造についてそれぞれ専利出願する場合、専利権は、最も早く出願した者に付与する。

初歩審査において、審査官は、その取得した同一の意匠の専利出願に基づき、意匠専利出願が専利法第 9 条の規定に合致するか否かについて審査することができる。